

広島県告示第九百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
沼田西小学校地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

三原市		郡市・区					
沼田西町		町					
松江		大字					
標谷	辻	標谷		字			
一五八三番	八七六番一	一五八〇番四	一〇〇八七番三	一〇〇九一番	一〇〇九三番	一五九〇番	地番
標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号	標柱番号

次に掲げる土地に存する標柱八号から十九号までを順次結んだ線及び標柱八号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

三原市											郡市・区
沼田西町											町
松江											大字
標柱	田屋			龍王平			田屋		標柱		字
一五七二番三	一五四九番	一五五二番	一四六五番地 先里道敷	一五二一番	一〇〇八三番	甲一五二七番	一五四五番一	一〇〇八七番 一	一〇〇八七番 二	一五七八番一	地番
標柱一九号	標柱一八号	標柱一七号	標柱一六号	標柱一四号及び一五号	標柱一三号	標柱一二号	標柱一一号	標柱一〇号	標柱九号	標柱八号	標柱番号